

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品（マニフェスト）最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産については、定率法によって減価償却している。  
ただしリース資産についてはリース期間定額法で減価償却している。  
ソフトウェアについては定額法で減価償却している。
- (3) リース取引の処理方法  
所有権移転外リース取引については、リース会計基準により売買取引として処理している。
- (4) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税込方式によっている。
- (5) 引当金の計上基準
  - ①貸倒引当金  
債権の貸倒損失の発生に備えるため、回収可能性を個別に検討し、回収不能見込額を計上している。
  - ②賞与引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、7月支給見込額のうち当事業年度に帰属する支給見込額を計上している。
  - ③退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、期末現在の自己都合要支給額に相当する金額から中小企業退職金共済掛より支払われる金額を控除した額を計上している。  
なお、退職給付引当金には役員分 3,325千円が含まれている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	0	0	0	0
特定資産				
環境基金引当預金	62,270,223	25,630,507	26,455,544	61,445,186
合 計	62,270,223	25,630,507	26,455,544	61,445,186

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は次のとおりである。

（単位：円）

科 目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
特定資産				
環境基金引当預金	61,445,186	61,445,186	0	0
合 計	61,445,186	61,445,186	0	0

### 4. 担保に供している資産

該当事項なし

### 5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

（単位：円）

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	2,693,250	1,182,270	1,510,980
車両運搬具	2,745,205	2,745,204	1
什器備品	3,987,229	3,631,337	355,892
リース機器	5,255,280	2,292,300	2,962,980
合 計	14,680,964	9,851,111	4,829,853

### 6. 保証債務等の偶発債務

該当事項なし

### 7. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

（単位：円）

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
助成金					
産業廃棄物管理票普及啓発頒布事業助成金	（公社）全国産業資源循環連合会	0	10,848,550	10,848,550	0
法制度普及啓発促進講習会事業助成金	同	0	11,380,271	11,380,271	0
事業執行助成金（機関紙発行、実務研修会）	同	0	600,000	600,000	0
業務災害補償制度普及推進	同	0	29,358	29,358	0
合 計		0	22,858,179	22,858,179	0

8. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳  
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は次のとおりである。

内容

経常収益への振替額

(単位：円)

事業名	金額
産業廃棄物管理票普及啓発頒布事業助成金	10,848,550
法制度普及啓発促進講習会事業助成金	11,380,271
事業執行助成金（機関紙発行、実務研修会）	600,000
業務災害補償制度普及推進事業助成金	7,738
安全衛生研修会講師助成金	21,620
環境基金交付金等	1,520
合 計	22,859,699

9. 関連当事者との取引の内容  
該当事項なし

10. 重要な後発事象  
該当事項なし

11. その他  
資産除去債務に関する注記  
主たる事務所の不動産賃借契約に基づき、退去時における現状回復に係わる債務を有しているが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来主たる事務所を移転する予定もないことから資産除去債務を合理的に見積もることができない。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を、計上していない。